

地方法人課税と財政調整

2013年1月17日

地方税財政制度研究会

慶應義塾大学経済学部 井手英策

立教大学経済学部 関口 智

Outline

1. 法人課税の根拠
2. 財政調整の理論
3. 改革の方向性

法人課税の根拠

- 利益説(あるいは特権説)
 - 教育、衛生、財産の保護・・・その費用を分担する
 - 株式会社形式で事業を営む利益・特権に対する負担
- 社会費用の配分改善説
 - 利益説に近い
 - 私企業の本価計算に加わらない社会費用の一部を分担
- 支払能力説
 - 法人企業の収益力の高さ
 - 法人利潤の社会的効用の低さ

シャアップ勧告の問題意識

- シャアップの「法人擬制説」

- ただし部分統合であって完全統合ではない

- 擬制説の限界

- 1) 利潤が社内に留保されれば、課税されないまま残る

- 2) 法人形態をとらなければ、内部留保による投資拡大が可能

- 3) すべての貯蓄に対し非課税とする必要性

⇒ 事業税を存置し、付加価値への課税を強化

⇒ シャアップ税制の解体過程でも、事業税の課税ベースは重要な論点となり、外形標準化として実現

続き

- 道府県民税の廃止と市町村住民税の法人均等割の存置
 - 都道府県と市町村それぞれに法人課税は残った
 - 市町村税の行き過ぎた強化
 - 都市県への税収の集中
 - 道府県民税における負担分任性、応益性の希薄化

➔ 道府県民税、市町村民税における法人税割の復活

⇒ 理論的には洗練されていたが、税収格差が深刻な問題を起こし、そのことがシャウプ税制の解体の一因となった

水平的調整への特化は正当化できるか

- そもそも前提として、水平的調整において富裕団体の財政負担は正当化されるのか

アリストテレスの「配分的正義」と「矯正的正義」

- 幾何学的公平 = 配分的正義
- 算術的公平 = 矯正的正義

➔ 格差のある公平も存在するということ・・・大都市と中小市町村の財政力格差がやむを得ないとすれば、再分配の責任をなぜ大都市が行うのか？

国はなぜ財政責任を負うのか

【垂直的調整とは？】

各公共団体のレベルに任務、支出、収入を割り当てる

- 当初の国と地方の税財源配分において、中央政府のイニシアティブが全くないということはありません
- ありえたとしても、国の経済政策によって、跛行的な経済成長、人口の移動が生じ、そのことが財政格差を生む
- 日本では、特に、全総により地域間格差が生まれ、さらに、交付税は地方の裏負担を保障する役割をになった

⇒ ゆえに、同一レベルの自治体に生じる財政力格差は、国が保障しなければならない(＝水平的機能を持つ垂直的調整＝事実上の水平的調整)

究極的には生存権保障の問題

- 生存権の規定をどのように考えるか？・・・規定を憲法レベルで持たないのはドイツとアメリカだけ

【ドイツ】生存の権利の上位概念としての尊厳の権利

【アメリカ】世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約等の締約

→ 先進国にあって国の生存保障は普遍的な理念

→ 自治体が生存保障を行うことはありえない（∵低所得層や富裕層の移動、憲法上の規定）

→ 「自治体の生存保障」としての財源保障

⇒ 統一的な生存保障への国の責任・・・これを大都市が持つことは論理化できない＝国には一定の財源保障責任が残り続ける

地方法人特別税をめぐって

1) 地方消費税は拡充された? これから拡充?

→ 現状では次の地方消費税の増大の機会はしばらく先?

2) 抜本的な税制改正は行われた? 行われてない? (消費税法等改正法附則第7条との関係)

→ 所得税、相続税等の改正 = 抜本的な改正とあわせた転換

⇒ 国税とされた法人事業税は、緊急避難的な措置であるという観点から、地方税に復元することが望ましい

⇒ 一方、地方消費税の拡充とあいまって、税収格差をどのようにするかが鋭く問われる局面に

改革の選択肢

1. 税源交換

地方法人特別税の廃止、地方消費税の拡充によって広がる税収格差を税源交換によって是正

➔ 法人事業税、法人住民税のどちらが原資か？

1) 事業税におけるシャープ勧告以来の応益性確保の努力➔外形標準化の流れ、そのさらなる拡大

2) 事業税は都道府県にのみ存在するという非対称性

⇒ 法人住民税(法人税割)を交付税原資とする・・・ただし、あくまでも国の財政責任を明らかにするため、地方の合意のもとに国税化する(≠水平的調整、間接課徴形態の地方税)

続き

2. 地方共同税化

今後の改正を見込んで、地方消費税に対する課税自主権の強化を議論する必要

→ 日本のメリット(地方消費税の実効税率の高さ、C効率性の高さ)を損なわないため、地方消費税の充実は合理的

→ 地方自治体が住民のニーズを充足することで、国税の増税への租税抵抗を緩和できるという視点は重要

⇒ 地方消費税を共同税化し、地方の財政ニーズに関して討論する場を設け、税率を主体的に引き上げることは可能か？地財審のあり方、地方税法の改正に及ぶ問題

法人事業税の改革の論点

1) 地方消費税との二重課税か？

広い意味では二重課税はさまざまな税で観察可能→重要なのは課税のポイントの違い・・・生産物市場税と要素市場税、課税のポイントは多様である方がよい

2) 応益性という概念のあいまいさ

一般的に企業が行政サービスから利益を得ていることは正しいが、これを測定し、特定することは困難→便宜的には、物税として外形的に課税することを基準とすることが望ましい(→占領期からの議論)

続き

3) 法人課税の法定実効税率との関係

法人税の実効税率の高さが問題とされる場合があるが、事業税の所得割部分を縮小し、付加価値割部分を拡充していけば、全体として見れば、法定実効税率の引き下げにつながる

4) 分割基準の見直し

ただし、より客観的な指標に基づくものであればよいが、財政調整を目的とした見直しは、応益性、国の財政責任の両面から見て問題

⇒ 事業税の付加価値割部分を拡充する必要性